

No	17-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（歯科保健）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	歯科保健に関する用務を行うため
記録される項目	氏名、識別符号、住所、生年月日、年齢、電話番号、歯科健康診査結果、全身の病歴、健康状態、生活状況
記録される個人の範囲	歯科健診対象者
記録される個人情報の収集方法	住民情報システム、委託医療機関から収集、本人から直接
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-02
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（予防接種）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	予防接種に係る用務を行うため
記録される項目	個人番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、実施日の年月日、予防接種の種類、回数、ロットナンバー、実施医療機関、電話番号、希望者のみ送付先変更
記録される個人の範囲	予防接種の種類、回数ごとの接種される者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、転入等の本人（家族）から直接
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-03
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（特定健康診査等）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査等の申込、対象者、受診情報を管理するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、特定健康診査等申込状況、特定健康診査等結果情報
記録される個人の範囲	特定健康診査等受診対象者
記録される個人情報の収集方法	特定健康診査等受診者、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-04
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（がん検診）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	がん検診の申込、対象者、受診情報を管理するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、がん検診申込状況、がん検診結果情報
記録される個人の範囲	がん検診受診対象者
記録される個人情報の収集方法	がん検診受診者、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（新潟県保健衛生センター）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-05
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（結核予防検診）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	結核検診の申込、対象者、受診情報を管理するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、結核検診申込状況、結核検診結果情報
記録される個人の範囲	結核検診受診対象者
記録される個人情報の収集方法	結核検診受診者、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（新潟県保健衛生センター）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-06
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（肝炎ウイルス検診）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	肝炎ウイルス検診の申込、対象者、受診情報を管理するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、肝炎ウイルス検診申込状況、肝炎ウイルス検診結果情報
記録される個人の範囲	肝炎ウイルス検診受診対象者
記録される個人情報の収集方法	肝炎ウイルス検診受診者、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-07
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（骨粗しょう症検診）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	骨粗しょう症検診の申込、対象者、受診情報を管理するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、骨粗しょう症検診申込状況、骨粗しょう症検診結果情報
記録される個人の範囲	骨粗しょう症検診受診対象者
記録される個人情報の収集方法	骨粗しょう症検診受診者、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-08
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国保保健指導事業被指導者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の生活習慣病予防、健康づくり医療費の適正化のため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、個人番号(宛名番号)、電話番号、国保被保者番号、健康状態、家族構成、病歴、心身の機能障がい、特定健康診査および人間ドック等結果情報、医師等による診療若しくは調剤情報
記録される個人の範囲	新発田市国民健康保険被保険者
記録される個人情報の収集方法	特定健康診査および人間ドック受診者、住民基本台帳、国保データベース (KDB)
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市健康推進課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令(法律又はこれに基づく命令)の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令 ()
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号) ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)

No	17-09
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者保健活動事業被指導者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の生活習慣病・健康づくり・介護予防のため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、個人番号(宛名番号)、電話番号、健康状態、介護の状況、家族構成、同居・別居の別、公的扶助の受給の有無、病歴、健康診査結果(人間ドック含む)、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
記録される個人の範囲	新発田市後期高齢者医療被保険者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、本人(家族)から直接、Gプライムシステム、国保データベース(KDB)システム、関係機関、訪問等で把握した情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先(高齢福祉課、地域包括支援センター、医療機関)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市健康推進課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令(法律又はこれに基づく命令)の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令()
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号) ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)

No	17-10
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	成人保健活動事業被指導者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	市民の生活習慣病予防、健康づくり活動のため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、個人番号(宛名番号)、電話番号、国保被保険者番号、職種、健康状態、体力・体格、介護の状況、家族構成、行事、運動等への参加状況、趣味、病歴、健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
記録される個人の範囲	特定健康診査等受診対象者、医療機関受診者
記録される個人情報の収集方法	特定健康診査および人間ドック受診者情報、住民基本台帳、特定健診等データ管理システム、国保データベース（KDB）システム、訪問等で把握した情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（ 新潟県：特定健診等データ管理システム ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-11
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地域保健活動事業被指導者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	市民の生活習慣病予防・健康づくりを適正に行うため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、国籍、住所、続柄、結婚、離婚、死亡、電話番号、入学・卒業年度、退学・休学・停学、会社名、職種、地位、解雇・停職処分、施設入所歴、資格、学業、勤務成績、健康状態、体力・体格、血液型、介護の状況、子育ての状況、収入状況、債務内容、家族構成、不用関係、同居・別居の別、持ち家・借家の別、行事・運動等への参加状況、公的扶助の受給の有無、趣味、病歴、犯罪の経歴、犯罪の害を被った事実、心身の機能障がい、健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
記録される個人の範囲	保健指導対象者
記録される個人情報の収集方法	本人・家族等からの聴き取り、住民基本台帳、健診等受診者情報、国保データベースシステム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（医療機関）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市健康推進課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	17-12
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	災害時において避難行動の支援を要する者を把握するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、緊急連絡先、介護情報、障がい情報、高齢者情報
記録される個人の範囲	避難行動要支援者
記録される個人情報の収集方法	本人から直接、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（新発田警察署、新発田地域広域消防本部、新発田市社会福祉協議会、自治会、新発田地域各包括支援センター）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市地域安全課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）